

郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき策定された本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改訂について調査及び検討、原案の作成等を行うため、郡山市都市計画マスタープラン改訂委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの改訂に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査及び検討に関すること。
- (2) 原案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する都市構想部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長には、都市構想部長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、都市計画マスタープランの改訂について調査及び検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には都市構想部次長を、副幹事長には都市政策課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、委員長の命を受け、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、調査及び研究の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 7 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、都市構想部都市政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、農業委員会事務局長、上下水道局長

別表第2 (第5条関係)

総務法務課長、政策開発課長、財政課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、文化振興課長、環境政策課長、保健福祉総務課長、こども政策課長、農業政策課長、産業雇用政策課長、道路建設課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、農業委員会事務局次長、上下水道局総務課長
--